

新しい本籍の定めかた

新しい本籍は、婚姻や転籍等の戸籍届出をするかたが任意に定めます。本籍として定めることができる地番は、その戸籍が編成される時点で実際に有る**土地の地番**または**住居表示の街区符号**に限ります。

本籍は都道府県・市区町村・町字・地番(または街区符号)で表示され、アパート・マンション名等の方書は入りません。

※ 土地の地番が変更になると、新たに本籍を定められる地番がすでにある戸籍とは異なる場合があります。

例：親が筆頭者で過去に編成された戸籍では「○番地」となっているが、現在の土地登記簿では分筆により「○番地△」のように枝番が付いている、など。

※ 婚姻届で、すでに戸籍の筆頭者になっているかた(再婚等)の氏を夫婦の氏とする場合は、新本籍の記入は不要です。

蓮田市に本籍を定める場合は、以下のとおりとなります。ご不明の場合は事前にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 蓮田市役所 市民課 戸籍担当 電話 048(768)3111 内線 115・116

1. 住居表示区域内 (以下の町字)

本町	末広一丁目、二丁目	御前橋一丁目、二丁目
見沼町	上一丁目、二丁目	関山一丁目～四丁目
東一丁目～六丁目	椿山一丁目～四丁目	緑町一丁目～三丁目
綾瀬	桜台一丁目～三丁目	

住居表示の街区符号による方法 … 本籍は **埼玉県蓮田市〔町字名〕○番**
(住所に合わせたい場合など)

例：埼玉県蓮田市本町○番、埼玉県蓮田市東○丁目○番 など

※ 蓮田市の住居表示区域については、「番」の後に「○号」は不要です。

または

土地の地番による方法 … 本籍は **埼玉県蓮田市〔町字名〕○番地△**

例：埼玉県蓮田市本町○番地△、埼玉県蓮田市東○丁目○番地△ など

※ 土地の地番に枝番がある場合は、「番地」の後にその枝番を続けます。

2. 住居表示区域外 (以下の町字)

大字蓮田 (旧区画整理区域外)	大字馬込 (旧区画整理区域外)	大字閨戸
大字貝塚	大字黒浜	大字笹山
大字江ヶ崎	大字南新宿	大字城
大字川島	大字根金	大字井沼
大字駒崎	大字上平野	大字高虫
西新宿一丁目～六丁目	西城一丁目～三丁目	山ノ内
蓮田一丁目～五丁目	馬込一丁目～六丁目	藤ノ木一丁目～四丁目

土地の地番による方法 … 本籍は **埼玉県蓮田市〔町字名〕○番地△**

例：埼玉県蓮田市大字黒浜○番地△、埼玉県蓮田市西新宿○丁目○番地△ など

※ 土地の地番に枝番がある場合は、「番地」の後にその枝番を続けます。

※ 蓮田市外に本籍を定める場合は、その市区町村の役所(役場)への確認が必要となります。